

ここすまネット 会則

(名称)

第1条

この会の名称を「ここすまネット」とする。

(目的)

第2条

ここすまネットは、障がい児者とその家族とともに、地域生活をおこなうための福祉の充実や介護の情報交換をすすめ、こころ豊かに過ごせるように活動をする。

(活動)

第3条

ここすまネットは、次の活動を中心におこなう。

- (1) 障害児者・その家族・福祉関係者・有識者などが集い、協議する会を企画する。
- (2) 上記の協議から、必要に応じて行政への要望等をおこなう。
- (3) 障害児者、特に重度障害のある人たちの情報や制度、障害者関係団体の情報、その他、会の活動を掲載したホームページの運用。

(会員)

第4条

ここすまネットは、別表の会員をもって構成し、新たに加入を希望する場合は、役員
の承認を得るものとする。

(役員)

第5条

ここすまネットに次の役員を置く。任期は2年として、再任は妨げない。

- (1) 代表 1名
 - (2) 副代表 2名
 - (3) 企画委員 複数名
- 2 代表、副代表は会員の互選とする。
 - 3 代表は、ここすまネットの会務を統括する。
 - 4 副代表は、代表を補佐して、代表がその職務を行うことができない場合は、代行する。
 - 5 企画委員は、ここすまネットの協議においてこれに参加して、企画、立案を行う。

(会議)

第6条

ここすまネットの会議は、必要に応じて代表がこれを招集し、代表が議長となる。また、代表がこれを認めた場合は、会員以外のものを出席させ意見を聞くことができる。

(会計)

第7条

ここすまネットの会計は、会員および支援者の協賛金において行う。

- (1) 会計年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日をもって終わる。また、企画委員から会計および会計監査を互選してこれを実施する。
- (2) ホームページを運用するための協賛金については別に定め、通常会計にて報告する。
- (3) 会計報告は、会員に周知する。

附則

この会則は、平成29年11月から実施する。

ここすまネットのホームページの運用に関する規程

(目的)

第1条

ここすまネットがホームページを運用するにあたり，継続して運用できるようにするため，またより充実することで，こころすまいるネットワークの活動を広く，市民に広報できるようにするために規程する。

(協賛金)

第2条

ホームページへのバナー広告

バナー広告（協賛団体のホームページとのリンク）は，年間 24,000 円(月額 2000 円)として，ここすまネットの活動に理解を示して，代表がこれを認めた団体に限る。

(会計)

第3条

ホームページの運用に関する会計は，一般会計で行い，別に会計を設けない。

附則 この規定は，平成 29 年 11 月 1 日より実施する。

ここすまネット 旅費交通費、謝礼金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、ここすまネットが開催する講演会・研修会などの提供者等(以下これらを「講師等」という)に支払う旅費交通費、謝礼金の基準について定めるものである。

(旅費交通費の額)

第2条 講師等を広島県内から招く場合は、1回5,000円を支給する。

2. 講師等を広島県外から招く場合は、講師等から提示された金額をもって決定することができる。

(宿泊費の額)

第3条 講師等が宿泊を要する場合は1回15,000円を支給する。

(謝礼金の額)

第4条 謝礼金の額は、1時間10,000円に業務時間(1時間に満たない場合は、1時間)を乗じて得た額とする。

2. この基準によることが不相当であると代表が認めた場合は、講師等から提示された金額をもって決定することができる。

(規程の変更)

第5条 この規程の変更は、役員議決によらなければならない。

附則

この規程は、令和4年5月1日から施行する。